

## 就労継続支援 A 型事業所ウイズ 東苗穂 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定就労継続支援 A 型に関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される内容、契約上ご注意いただきたいことを文章で説明するものです。

### 1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人シルビア	
所 在 地	札幌市東区東苗穂町 1089 番 1	
代表者氏名	理事長 山 田 晋 子	
電 話 番 号	011-789-3001	
法人が運営する事業	1. 特別養護老人ホームウイズ 東苗穂 2. 短期入所生活介護ウイズ 東苗穂 3. 障がい者支援施設ウイズ 東苗穂 (施設入所支援・生活介護・短期入所) 4. ケアハウス プラ東苗穂 5. 老人デイサービス事業ウイズ 東苗穂 (共生型サービス)	6. 居宅介護支援事業所ウイズ 東苗穂 7. 札幌市東区介護予防センター東苗穂 8. 就労継続支援 A 型事業所ウイズ 東苗穂
法人設立年月日	平成 10 年 11 月 10 日	
事業実施地域	札幌市全域及び市外	

### 2. 事業の概要

事業所の種類	就労継続支援 A 型事業	
事業所の名称	就労継続支援 A 型事業所ウイズ 東苗穂	
事業所の所在地	札幌市東区東苗穂町 1089 番 1	
電話番号	011-790-7600	
F A X 番号	011-790-7601	
管理者氏名	管理者 阿部 広志	
施設の運営方針	<p>就労継続支援(A 型)事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。</p>	
開設年月日	指定就労継続支援 (A 型) 事業	令和 2 年 12 月 1 日
主な対象者	身体障害者	

営業日及び営業時間	営業日 : 月曜日～金曜日 営業時間 : 9時～18時 休日 : 土曜日・日曜日 海の日・こどもの日・敬老の日・スポーツの日 年末年始(12月29日より1月3日まで) その他法人が指定する日
定員	指定就労継続支援(A型)事業 10名

### 3. 設備等の概要

作業室、縫製室、塗装室、事務室、静養室、更衣室、便所、相談室

### 4. 職員の職員体制

管理者	1名
サービス管理責任者	1名
職業指導員	2名
生活支援員	2名

### 5. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

利用者に対するサービス内容やサービス提供方針については、利用者ごとに作成する「個別支援計画」で定めます。

#### ① 個別支援計画作成の流れ

個別支援計画の作成に当たっては、利用者及びその家族に面接し、適正な方法により、利用者について、能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」といいます。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための取り組み課題、指定就労継続支援(A型)の目標及びその達成時期、指定就労継続支援(A型)等を提供する上での留意事項を記載した個別支援計画の原案を作成します。この場合には、指定就労継続支援(A型)等の提供に当るサービスの担当者等を招集して会議を開き、計画原案の内容について意見を求めます。

サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで決定するものとします。

## ② 個別支援計画作成後の便宜の供与等

個別支援計画の作成後、利用者及びその家族と連絡を継続的に行いながら、個別支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、定期的に個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

## 6. 主なサービスの内容

### (1) 生産活動

以下の生産活動を提供します。

① 車いすの修理、販売    ② 特定福祉用具の販売    ③ 清掃事業    ④ 喫茶事業  
(賃金又は工賃の支払)

#### ① 指定就労継続支援(A型)事業

・賃金 時給 北海道最低賃金以上    1,010 円

### (2) 実習及び求職活動の支援

一般就労を希望する場合は、ハローワーク、障害者職業センター、就業・生活支援センター等の関係機関と連携をはかりながら職場実習やトライアル雇用、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。利用者が就職した日から6か月以上は職業生活における相談等を支援します。

### (3) 相談及び援助

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。また、一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な支援を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。

## 7. 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市区町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます。)ただし、指定就労継続支援(A型)事業に係る利用者負担額は減免となります。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

① 食事代、およびその他の必要な経費は訓練等給付費対象外となるため、全額実費負担となります。

食事提供にかかわる費用 1食につき

- ・食事提供体制加算対象者：297円（食材料費）
- ・食事提供体制加算非対象者：600円

### （3）利用料金のお支払の方法

前記（1）の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、10日までに以下の方法でお支払下さい。前記（2）の料金はその都度以下の方法でお支払下さい。

- ・指定口座への振込
- ・現金払い
- ・口座引き落とし

## 8. サービス利用に際する留意事項

事業所内の次の行為を禁止しております。

- （1）喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
- （2）危険物を持ち込むこと
- （3）営利活動、宗教活動、無許可の文書図画の頒布掲示
- （4）施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- （5）施設内、施設敷地内での喫煙
- （6）その他運営規程で定められていること。

## 9. 衛生保持

利用者は、清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力しなければなりません。

## 10. 損害賠償

- （1）事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市区町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。
- （2）事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。
- （3）利用者は、故意又は過失によって事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状を回復する責を負うものとします。なお、損害賠償の額は、利用者の心身の状況等を考慮して減免できるものとします。

## 11. 利用者の記録及び情報管理等

- （1）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後6:00です。

- （2）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供をします。

## 1 2. 非常災害対策

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する計画を立て、非常災害に備えて年 2 回避難訓練を行います。

## 1 3. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに利用者の家族あるいは医療機関への連絡等を行います。

## 1 4. 要望・苦情等申立先に関する相談窓口

当事業所のご利用相談窓口	苦情解決責任者 阿部 広志 窓口担当者 阿部 広志 ご利用時間 午前 9:00～午後 6:00（事業所開所日） 電話 011-790-7600
第三者委員	池田 亮 電話 011-788-6259 携帯 080-5723-2581 田中 誠美 電話 011-782-4852 携帯 090-3778-3069
札幌市東区役所保健福祉課	〒065-8612 札幌市東区北 11 条東 7 丁目 保健福祉課 電話 011-741-2400
札幌市保健福祉局保健福祉部 障がい福祉課	〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 電話 011-211-2938
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目かでの 2・7 専用番号 011-204-6310

## 1 5. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 1 6. 第 3 者評価の実施状況

実施していません。

事業者	〒007-0819 札幌市東区東苗穂町 1089 番 1 理事長 山田 晋子 印
説明者	就労継続支援 A 型事業所ウイズ 東苗穂 印

私は、本書面に基づいて就労継続支援 A 型事業所ウイズ 東苗穂（就労継続支援（A型）サービスの上記重要事項の説明を受けました。

年 月 日

	住 所	氏 名
利用者	〒 _____ 電話 _____	_____ 印
連帯保証人 (続 柄)	〒 _____ 電話 _____	_____ 印

利用者は身体の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

年 月 日

	住 所	氏 名
代筆者	〒 _____ 電話 _____	_____ 印

# 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

## 記

### 1 使用する目的

事業者が、指定就労継続支援(A型)の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

### 2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

### 3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

年 月 日

社会福祉法人シルバニア

理事長 山田 晋子 様

利用者

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

保証人

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

<続柄> \_\_\_\_\_